

◎佐賀県条例第11号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基き、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>人事委員会が定める</u>。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>別表第5から別表第8までに定める等級別基準職務表</u>に定めるとおりとし、これらの表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>（級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準）</p>
<p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、<u>同日前1年間</u>におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p>	<p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、<u>同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間</u>におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして</p>

改正前	改正後
	<u>人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</u>
<p>7 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）</u>とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>	<p>7 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）</u>とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>
<p>8 55歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第6項の規定による昇給は、<u>同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p>	<p>8 55歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第6項の規定による昇給は、<u>同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p>
<p>9～12 略 (勤勉手当)</p>	<p>9～12 略 (勤勉手当)</p>
<p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第9項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者の勤務成績</u>に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法</p>	<p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第9項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況</u>に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若</p>

改正前	改正後
第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、 <u>任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する</u> 次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
3～5 略	3～5 略
別表第4 (第3条関係) 略	別表第4 (第3条関係) 略 別表第5 (第3条関係)
<u>行政職給料表等級別基準職務表</u>	
職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	本庁の係長の職務
4級	1 本庁の副課長の職務 2 本庁の困難な業務を処理する係長の職務
5級	本庁の困難な業務を処理する副課長の職務
6級	本庁の課長の職務
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長の職務

改正前	改正後				
	<table border="1"> <tr> <td>8級</td><td>本庁の副部長の職務</td></tr> <tr> <td>9級</td><td>本庁の部長の職務</td></tr> </table>	8級	本庁の副部長の職務	9級	本庁の部長の職務
8級	本庁の副部長の職務				
9級	本庁の部長の職務				

別表第6（第3条関係）

公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	巡査の行う職務
2級	1 主任の職務 2 巡査長の行う職務 3 困難な業務を処理する巡査の行う職務
3級	1 警察本部の係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務 3 困難な業務を処理する巡査長の行う職務
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 警察本部の困難な業務を分掌する係長の職務 3 特に困難な業務を処理する主任の職務
5級	1 警察本部の困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 警察本部の特に困難な業務を分掌する係長の職務
6級	1 警察本部の次席の職務 2 警察本部の特に困難な業務を処理する課長補佐の職務
7級	1 警察本部の課長の行う職務

改正前	改正後																		
	<table border="1"> <tr> <td></td><td>2 警察署の長の職務</td></tr> <tr> <td>8級</td><td>1 警察本部の参事官の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務</td></tr> <tr> <td>9級</td><td>1 警察本部の部長の職務 2 警察本部の首席参事官の職務 3 警察学校長の職務 4 特に規模の大きい警察署の長の職務</td></tr> </table> <p>別表第7 (第3条関係) 研究職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>補助的な研究を行う技師の職務</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>上級職員の指導の下に研究を行う技師の職務</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>1 高度の知識経験に基づき独立して、又は下級職員を指導して困難な研究を行う職務 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級職員の指導の下に研究を行う技師の職務</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>1 試験研究機関の副場長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき独立して、又は下級職員を指導して特に困難な研究を行う職務</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>1 試験研究機関の長の職務 2 困難な業務を処理する試験研究機関の副場長の職務</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第8 (第3条関係) 医療職給料表等級別基準職務表</p>		2 警察署の長の職務	8級	1 警察本部の参事官の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務	9級	1 警察本部の部長の職務 2 警察本部の首席参事官の職務 3 警察学校長の職務 4 特に規模の大きい警察署の長の職務	職務の級	標準的な職務	1級	補助的な研究を行う技師の職務	2級	上級職員の指導の下に研究を行う技師の職務	3級	1 高度の知識経験に基づき独立して、又は下級職員を指導して困難な研究を行う職務 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級職員の指導の下に研究を行う技師の職務	4級	1 試験研究機関の副場長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき独立して、又は下級職員を指導して特に困難な研究を行う職務	5級	1 試験研究機関の長の職務 2 困難な業務を処理する試験研究機関の副場長の職務
	2 警察署の長の職務																		
8級	1 警察本部の参事官の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務																		
9級	1 警察本部の部長の職務 2 警察本部の首席参事官の職務 3 警察学校長の職務 4 特に規模の大きい警察署の長の職務																		
職務の級	標準的な職務																		
1級	補助的な研究を行う技師の職務																		
2級	上級職員の指導の下に研究を行う技師の職務																		
3級	1 高度の知識経験に基づき独立して、又は下級職員を指導して困難な研究を行う職務 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級職員の指導の下に研究を行う技師の職務																		
4級	1 試験研究機関の副場長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき独立して、又は下級職員を指導して特に困難な研究を行う職務																		
5級	1 試験研究機関の長の職務 2 困難な業務を処理する試験研究機関の副場長の職務																		

改正前	改正後																				
	<p>ア 医療職給料表（一）等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>医療業務を行う技師の職務</td></tr> <tr> <td>2級</td><td> 1 本庁の副課長の職務 2 本庁の係長の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行いう技師の職務 </td></tr> <tr> <td>3級</td><td> 1 本庁の課長の職務 2 本庁の困難な業務を処理する副課長の職務 3 本庁の困難な業務を処理する係長の職務 4 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行いう技師の職務 </td></tr> <tr> <td>4級</td><td> 1 本庁の部長又は副部長の職務 2 本庁の困難な業務を所掌する課長の職務 </td></tr> </tbody> </table> <p>イ 医療職給料表（二）等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>技師の行う職務</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行いう技師の職務</td></tr> <tr> <td>3級</td><td> 1 本庁の係長の職務 2 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行いう技師の職務 </td></tr> <tr> <td>4級</td><td>本庁の相当困難な業務を処理する係長の職務</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	医療業務を行う技師の職務	2級	1 本庁の副課長の職務 2 本庁の係長の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行いう技師の職務	3級	1 本庁の課長の職務 2 本庁の困難な業務を処理する副課長の職務 3 本庁の困難な業務を処理する係長の職務 4 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行いう技師の職務	4級	1 本庁の部長又は副部長の職務 2 本庁の困難な業務を所掌する課長の職務	職務の級	標準的な職務	1級	技師の行う職務	2級	高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行いう技師の職務	3級	1 本庁の係長の職務 2 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行いう技師の職務	4級	本庁の相当困難な業務を処理する係長の職務
職務の級	標準的な職務																				
1級	医療業務を行う技師の職務																				
2級	1 本庁の副課長の職務 2 本庁の係長の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行いう技師の職務																				
3級	1 本庁の課長の職務 2 本庁の困難な業務を処理する副課長の職務 3 本庁の困難な業務を処理する係長の職務 4 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行いう技師の職務																				
4級	1 本庁の部長又は副部長の職務 2 本庁の困難な業務を所掌する課長の職務																				
職務の級	標準的な職務																				
1級	技師の行う職務																				
2級	高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行いう技師の職務																				
3級	1 本庁の係長の職務 2 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行いう技師の職務																				
4級	本庁の相当困難な業務を処理する係長の職務																				

改正前	改正後	
	5級	1 本庁の副課長の職務 2 本庁の困難な業務を処理する係長の職務
	6級	1 本庁の課長の職務 2 本庁の困難な業務を処理する副課長の職務
	7級	1 本庁の副部長の職務 2 本庁の困難な業務を所掌する課長の職務
ウ 医療職給料表（三）等級別基準職務表		
	職務の級	標準的な職務
	1級	技師の行う職務
	2級	相当高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
	3級	1 本庁の係長の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
	4級	本庁の相当困難な業務を処理する係長の職務
	5級	1 本庁の副課長の職務 2 本庁の困難な業務を処理する係長の職務
	6級	本庁の課長の職務

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(給与に関する特例) 第7条 略 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、 <u>特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</u>	(給与に関する特例) 第7条 略 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、 <u>その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次に定める号給に決定するものとする。</u> (1) <u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給</u> (2) <u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給</u> (3) <u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給</u> (4) <u>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給</u> (5) <u>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給</u> (6) <u>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給</u> (7) <u>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給</u>
3～5 略	3～5 略

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1号任期付研究員の号給を、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要の度等に応じて、次に定める号給に決定するものとする。</p> <p>(1) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号給</p> <p>(2) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号給</p> <p>(3) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 3号給</p> <p>(4) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 4号給</p> <p>(5) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者が</p>

改正前	改正後
<p><u>4 任命権者は、第1号任期付研究員について、特別の事情により</u></p>	<p><u>その知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 5号給</u></p> <p><u>(6) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 6号給</u></p> <p><u>4 任命権者は、第2号任期付研究員の号給を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号給</u></p> <p><u>(2) 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号給</u></p> <p><u>(3) 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 3号給</u></p> <p><u>5 任命権者は、第1号任期付研究員について、特別の事情により</u></p>

改正前	改正後
<p>第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。</p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 第3項の規定による号給の決定、第4項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p>	<p>第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び第3項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。</p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 第3項及び第4項の規定による号給の決定、第5項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(勤勉手当に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例第17条の4第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「勤務の状況」とあるのは、「勤務の状況又はその者の基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績」とする。